

静岡県特定地域づくり事業協同組合の認定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県における特定地域づくり事業協同組合の認定に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月30日付総行地第93号総務省大臣官房地域力創造審議官。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(申請手続) [法第3条第2項、規則第1条第1～7項]

第2条 静岡県において、特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合は、ガイドライン「Ⅱ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続等」に従い、静岡県知事（以下「知事」という。）に申請する。

(認定) [法第3条第1項]

第3条 静岡県は、前条の申請があった場合、ガイドライン「Ⅱ（3）認定基準」に従い特定地域づくり事業協同組合を認定する。ただし、地区に係る基準及び経理的・技術的基礎に係る基準のうち、財産的基礎の要件については、次条及び第5条に定めるとおり。

(地区に係る基準) [法第3条]

第4条 地区に係る基準の適合とは、次の(1)～(3)のいずれにも該当すること

(1) 地域の人口急減に直面している地区

下表の①又は②に該当する地区であること

項目	基準
①過疎地域又は過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域であること	<ul style="list-style-type: none">・過疎地域とは、過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の該当地域・過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域とは、国勢調査の人口が(ア)～(ウ)のいずれかに該当する地域<ul style="list-style-type: none">(ア) S55年からR2年の人口減少率が30%以上(イ) S55年からR2年の人口減少率が25%以上かつ高齢者（65歳以上）比率が38%以上又は若年者（15歳以上30歳未満）比率が11%以下(ウ) H7年からR2年の人口減少率が23%以上

<p>② 過疎地域と同程度の地域実情である地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域と同程度の地域実情である地域とは、直近4回の国勢調査において(ア)、(イ)に該当すること、かつ、直近4回の経済センサスにおいて(ウ)、(エ)に該当すること。 ・なお、(ア)～(エ)の過疎地域とは県内過疎地域に限る <ul style="list-style-type: none"> (ア) 高齢者（65歳以上）比率の3箇年平均増加率が過疎地域以上、かつ、若年者（15歳～30歳未満）比率の3箇年平均減少率が過疎地域以上 (イ) 人口密度の3箇年平均減少率が過疎地域以上 (ウ) 事業所数の3箇年平均減少率が過疎地域以上 (エ) 就業者数の3箇年平均減少率が過疎地域以上
-----------------------------	--

なお、今後、基準に係る統計が更新された場合は、調査年を更新した数値を使用し、改めて過疎地域の基準値を算出するものとする。

(2) 静岡県内の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区

下表の①及び②に該当する地区であること

項目	基準
<p>① 都道府県の区域を越えない地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区は、原則、市町、旧市町村[※]の単位であること ・ただし、②に該当する場合は、複数の市町、旧市町村により構成される区域を地区とすることができる <p>※旧市町村単位は、昭和28年9月1日（町村合併促進法公布日）時点の市町村単位とする</p>
<p>② 自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接している地域であること。なお、隣接している地域とは、構成する団体のいずれかの市町又は旧市町村が隣接することで、その地区全てが隣接していること

(3) 地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること

項目	基準
<p>地域指定振興関連制度の適用地域であること</p>	<p>特に支援を行うことが必要であると認められる地区とは、以下に該当する地域</p> <p>過疎（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）、半島（半島振興法）、離島（離島振興法）、豪雪（豪雪地帯対策特別措置法）、振興山村（山村振興法）、</p>

	<p>特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）のいずれかの地域であり（その地域を含む場合も可）、かつ、市町が特定地域づくり事業を推進する地域であること</p>
--	--

（経理的・技術的基礎に係る基準）〔法第3条4項〕

第5条 財産的基礎の要件については、下表のとおりとする。

基準資産額の基準	現金・預金の額の基準
①基準資産額	・ 認定時の基準資産額が、派遣労働者1人当たり90万円以上であること
②現金・預金の額の基準	・ 認定時に、派遣労働者1人当たり90万円の現金・預金を保有すること

（その他）

第6条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。